

分権改革推進に関する主要論点

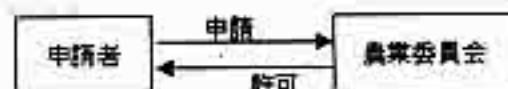
No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容																				
10	農村の土地利用や農業経営に対する関与のあり方	■ 農村地域における土地利用規制 ○「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、県は農業振興地域を、市町村は農用地区域を指定し、農用地の形質変更は県が許可する。 ○ 農地は「農地法」の適用を受け、市町村に行政委員会として農業委員会が置かれる（必置規制）。 ■ 地域における農業の担い手育成 ○市町村は経営改善計画を立てた農業者を「認定農業者」として認定（税制や初年度資金上の優遇措置） ○市町村は農地利用集積計画等により、農業委員会は農地あっせん等により農地集積を支援 ○県は市町村への指導・助言や、市町村で対応困難な経営技術・農業技術面での支援を実施 ① 農振・農用地に関する規制 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">県</td> <td>農振地域整備基本方針</td> <td>農振地域指定</td> <td rowspan="2">開発行為許可 (宅地、土石採取等)</td> <td rowspan="2">農地整備・施設整備の補助事業</td> </tr> <tr> <td>農振地域整備計画</td> <td>農用地区域指定 (20ha以上等)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ③市町村の推進事務（基盤法関係） ○基本構想の策定 ○市町村経営改善支援センター 経営改善計画策定の指導、研修会、相談会、経営診断 等 ○農地利用集積計画の策定・公告 農地の貸借・売買を登録した計画公示により権利設定・所有権移転 【認定農業者】 (農業経営基盤強化法) ⇒地域の農地の集約等により、他産業並の所得水準を目指した経営を行う個人・法人 ④県の推進事務（基盤法関係） ○基本方針の策定 ○地域事務所、農業改良普及センター ・市町村の推進への指導・助言 ・農業制度資金への利子補給 ・産地の育成指導や基盤整備 ○県経営改善支援センター（農業会議） 広島県の農業委員会 (H14.10現在) ・86委員会 1,390人 ・交付金 276百万円 ～国庫10/10 ・補助金 57百万円 ～国1/2、農業委員会1/2 ② 農地法の規制 <table border="1"> <tr> <td>市町村農業委員会</td> <td>3条許可 (農地利用目的の売買等)</td> <td rowspan="2">農業委員会は農地法・基盤法の法令業務のほか農地あっせん等の任意業務を行う</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>4条許可 (所有者の4haまでの転用)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5条許可 (4haまでの転用目的売買等)</td> </tr> </table> ※知事への許可申請は農業委員会を經由 ※知事は農業会議へ諮問し、答申を受けて許可 <td> ■農村地域の土地利用に関する法令等に基づく事務事業について、農業委員会や農業会議等の果たすべき役割の検討も含めて県と基礎的自治体との役割分担を検討し、基礎的自治体が総合的な土地利用を図っていけるよう、事務・事業のあり方を検討 ・規模と能力を備えた基礎的自治体が、市街から農村や森林地域まで一体的・総合的に土地利用プランニングを行えるよう、事務事業のあり方を検討 ・農業の担い手を育成する事務事業については、県と市町村が推進事業を行っており、県が地域レベルで行っている事業を基礎的自治体で実施できるよう事務事業のあり方を検討 ・国の地方分権改革推進会議は、市町村条例により農業委員会の現行業務を農業委員会が行うか首長部局が行うか選択できる制度を提言しており、市町村合併の進展や本県における地域の実情を踏まえ検討 ■基礎的自治体が、その産業振興施策として地域の実状を踏まえ、農業経営体の育成や支援等に関する指導調整や利子補給等を実施していけるよう、事務・事業のあり方を検討 </td>	県	農振地域整備基本方針	農振地域指定	開発行為許可 (宅地、土石採取等)	農地整備・施設整備の補助事業	農振地域整備計画	農用地区域指定 (20ha以上等)	市町村					市町村農業委員会	3条許可 (農地利用目的の売買等)	農業委員会は農地法・基盤法の法令業務のほか農地あっせん等の任意業務を行う	知事	4条許可 (所有者の4haまでの転用)			5条許可 (4haまでの転用目的売買等)	■農村地域の土地利用に関する法令等に基づく事務事業について、農業委員会や農業会議等の果たすべき役割の検討も含めて県と基礎的自治体との役割分担を検討し、基礎的自治体が総合的な土地利用を図っていけるよう、事務・事業のあり方を検討 ・規模と能力を備えた基礎的自治体が、市街から農村や森林地域まで一体的・総合的に土地利用プランニングを行えるよう、事務事業のあり方を検討 ・農業の担い手を育成する事務事業については、県と市町村が推進事業を行っており、県が地域レベルで行っている事業を基礎的自治体で実施できるよう事務事業のあり方を検討 ・国の地方分権改革推進会議は、市町村条例により農業委員会の現行業務を農業委員会が行うか首長部局が行うか選択できる制度を提言しており、市町村合併の進展や本県における地域の実情を踏まえ検討 ■基礎的自治体が、その産業振興施策として地域の実状を踏まえ、農業経営体の育成や支援等に関する指導調整や利子補給等を実施していけるよう、事務・事業のあり方を検討
県	農振地域整備基本方針	農振地域指定		開発行為許可 (宅地、土石採取等)	農地整備・施設整備の補助事業																		
	農振地域整備計画	農用地区域指定 (20ha以上等)																					
市町村																							
市町村農業委員会	3条許可 (農地利用目的の売買等)	農業委員会は農地法・基盤法の法令業務のほか農地あっせん等の任意業務を行う																					
知事	4条許可 (所有者の4haまでの転用)																						
		5条許可 (4haまでの転用目的売買等)																					

【資料1】農地法第3条～第5条の許可

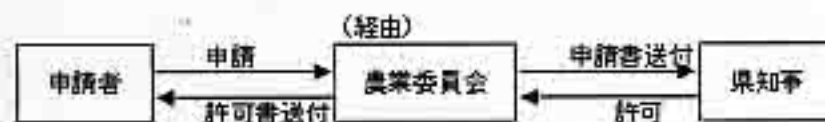
農地法第3条許可

○農地として利用するため農地を
売買・賃貸借等する場合

- ①住所のある市町村の区域内にある
農地の取得
⇒農業委員会の許可



- ②住所のある市町村の区域外にある
農地の取得
⇒県知事の許可



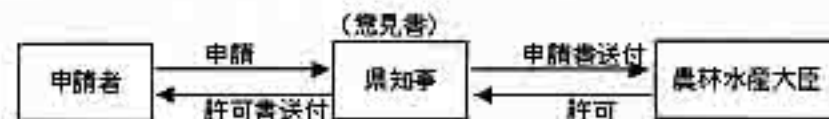
農地法第4条許可

○自分が所有する農地を農地以外の
ものに転用する場合

- ①4ha以下の転用
⇒知事許可
※2ha以上は大臣協議



- ②4ha以上の転用
⇒大臣許可

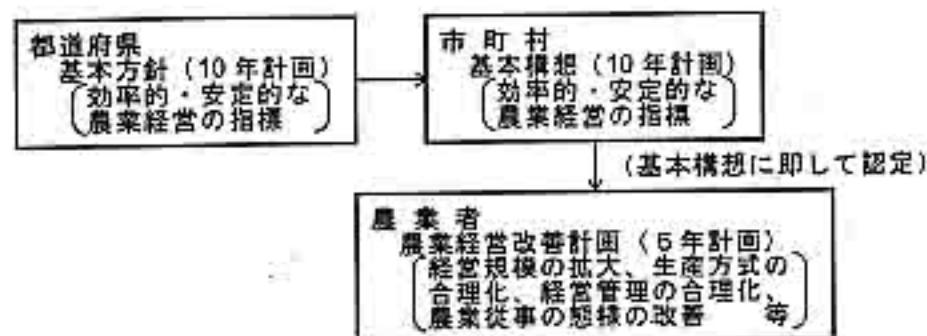


【資料2】認定農業者制度の概要

1 制度の仕組み

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。

認定農業者に対しては、スーパー・資金等の長期低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を重点的に実施。



○ 制度制定の経緯

1 平成4年の新政策（「新しい食料・農業・農村政策の方向」）において、他産業並の年間労働時間と生涯所得を実現する「効率的・安定的な経営体」が生産の大宗を担うような農業構造を確立することを農業政策の目標として提示。

2 認定農業者制度は、このような農業構造を実現するため、平成5年に制定された農業経営基盤強化促進法により、旧農用地利用増進法の農業経営規模拡大計画の認定制度を拡充し、農業者が作成する農業経営の規模拡大、生産方式、経営管理の合理化、農業従事の改善等農業経営の改善を図るための計画（農業経営改善計画）を市町村の基本構想に照らして、市町村が認定する制度として創設されたもの。

○ 認定基準

＜市町村による農業経営改善計画の認定を受けるための要件＞

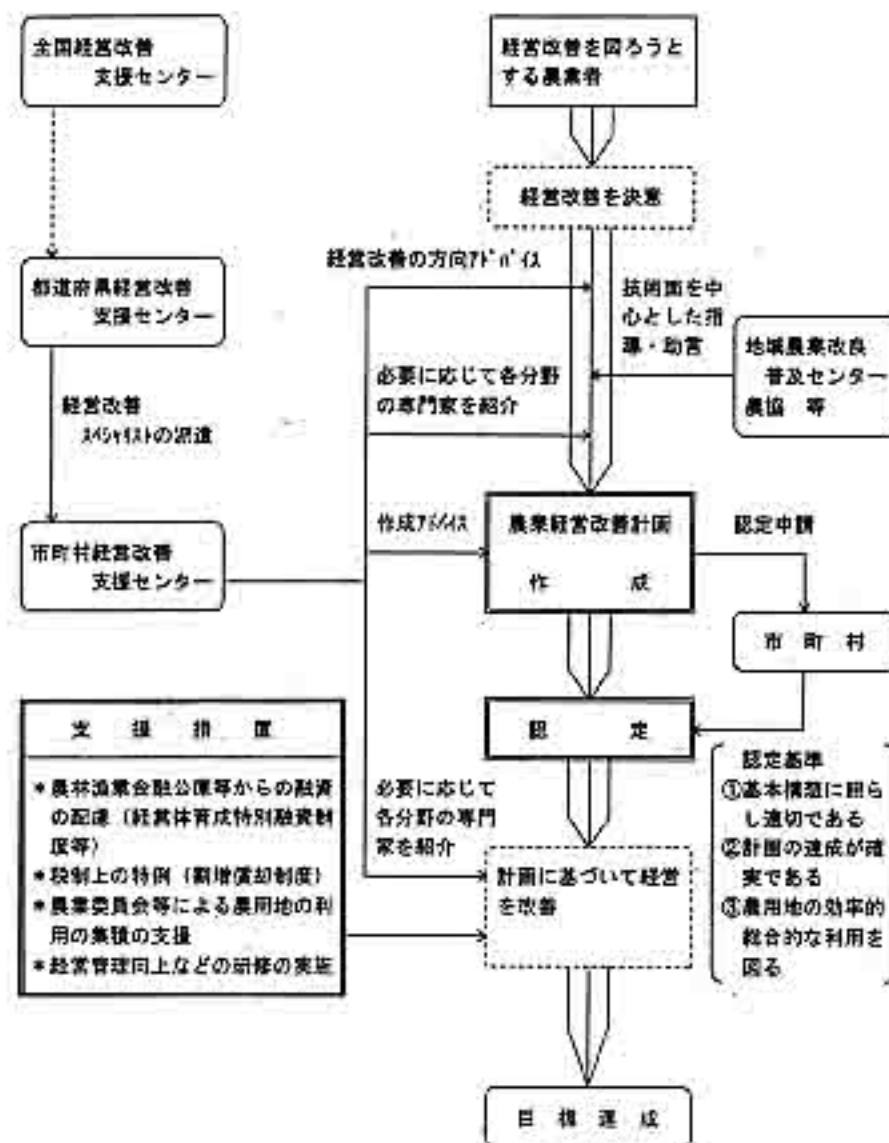
- 1 計画が市町村基本構想に照らして適切なものであること
- 2 計画の達成される見込みが確実であること
- 3 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

○ 認定の手続き

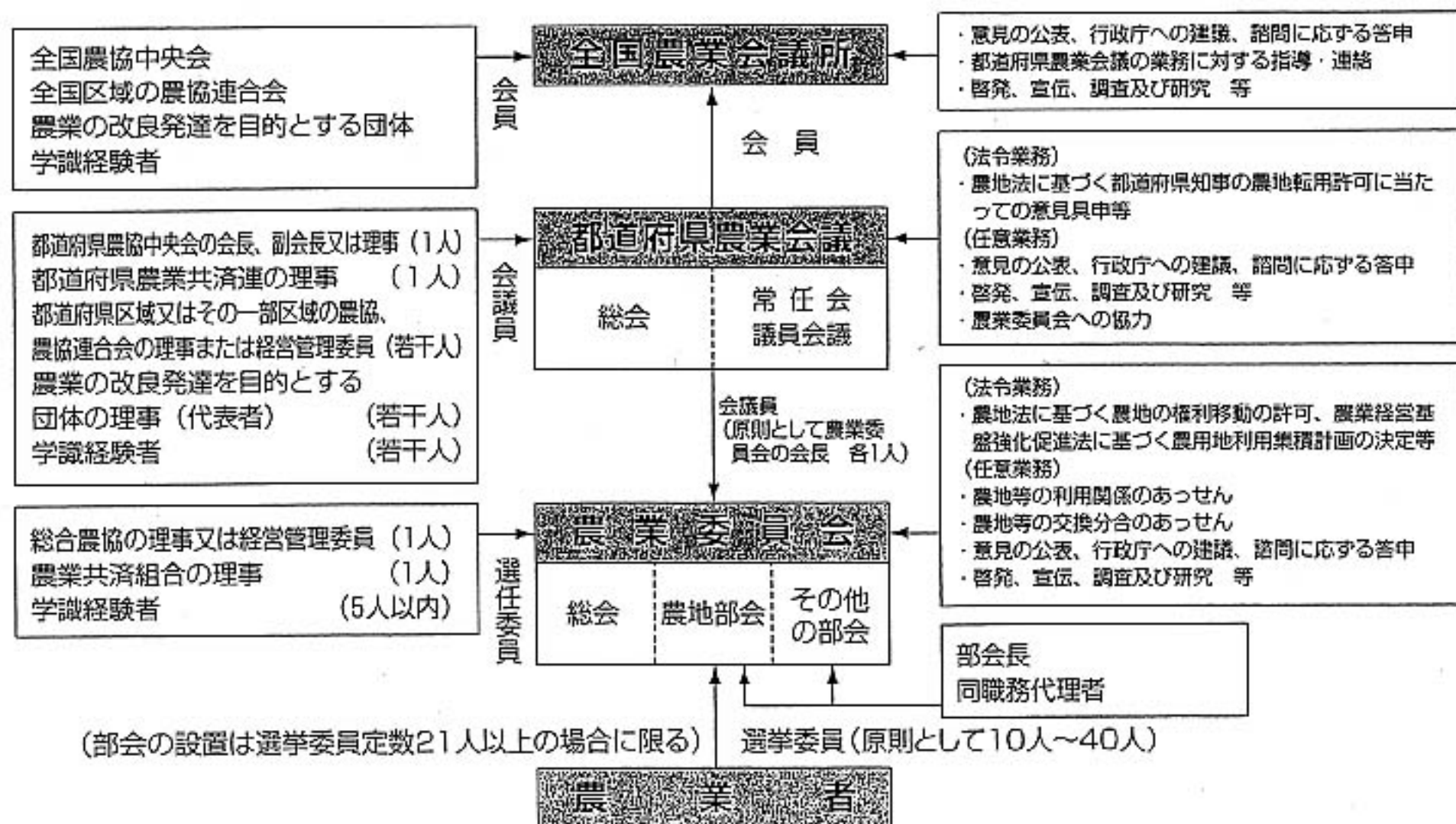
認定を受けようとする農業者は、市町村に次のような内容を記載した「農業経営改善計画書」を提出

＜農業経営改善計画書に記載する内容＞

- 1 経営規模の拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
- 2 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場遠征化、新技術の導入等）
- 3 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳等）
- 4 農業従事の態様の改善の目標（休日制の導入等）



【資料3】農業委員会系統組織の概要



【資料4】農業関係制度資金の概要

概 要		仕 組 み
農業近代化資金	○農業経営の改善を図り、農業の近代化を推進 ○農協系統資金を長期・低利の資金として活用 【根拠】農業近代化資金助成法	○農協系統機関・銀行等の融資に対して県が利子補給（国1/2、県1/2） ○農業信用基金協会が債務保証する。
農業改良資金	○農業の担い手の新作物・流通加工・新技術へのチャレンジを支援 ○農業改良普及員等の指導をあわせて行うことで経営改善を促進 【根拠】農業改良資金助成法	○県が特別会計を設置して無利子資金を貸付ける（貸付原資は国2/3、県1/3の負担で造成）。 ○農協等の転貸の場合は、農業信用基金協会が債務保証する。
農林漁業金融公庫資金	○他の金融機関から融通困難な長期・低利資金の融資 ・認定農業者⇒農業経営基盤強化資金 ・その他担い手⇒経営体育成強化資金等 【根拠】農林漁業金融公庫法	○公庫直接貸付、農林中金・県信連による委託貸付、農協等による転貸 ○貸付原資は政府出資金と財政融資資金等借入で、末端金利を下げるため、国が公庫に補給金を交付する。
広島県農業振興資金	○企業的農家育成等の県の施策を促進するため、農業近代化資金等に利子補給を行う 【根拠】広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱	○農業近代化資金、農林金融公庫資金、農協系統融資に対して、市町村が行う利子補給を補助する。 ・県 1/2 ～ 10/10 ・市町村 1/2 ～ 0
就農支援資金	○就農前の研修や就農時の設備投資 【根拠】青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法	○農業青年育成基金等から無利子貸付 ○貸付原資は国2/3県1/3 ○農業信用基金協会が債務保証する。
天 災 資 金	○暴風雨等の天災被害者への貸付 【根拠】天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する特別措置法	○農協系統融資に市町村が行う利子補給に国県が補助 ○市町村が損失補償を行う

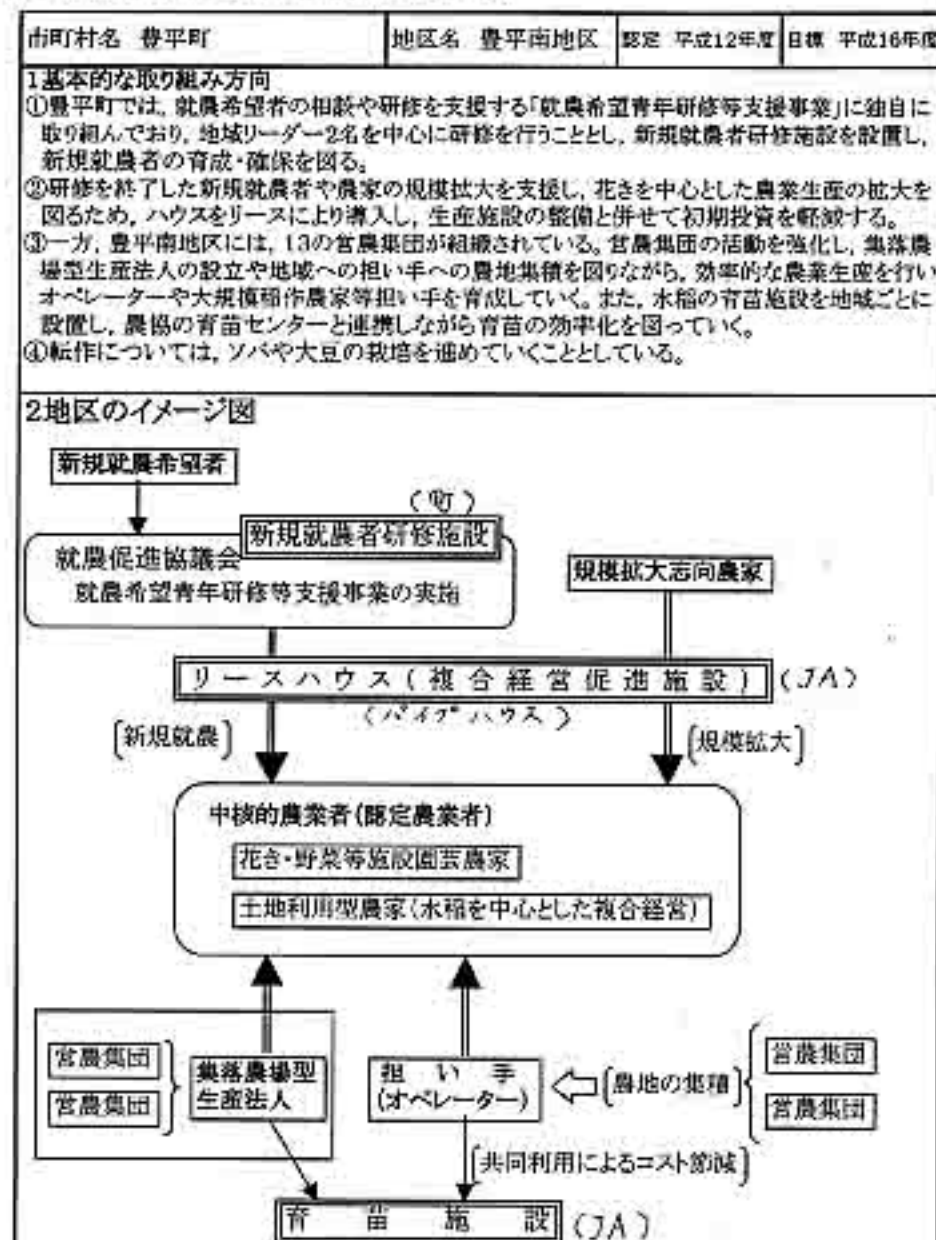
(単位：件・千円)

資 金 別	年 度 別		10		14	
			融資実績		融資実績	
	融資件	件数	金 額	融資件	件数	金 額
農業近代化資金	4,300,000	823	2,232,540	2,400,000	113	385,110
個人施設	3,140,000	777	1,339,450	1,560,000	104	283,250
共同利用施設	1,160,000	46	893,090	840,000	9	102,860
農業改良資金	400,000	27	117,602	170,000	4	14,581
就農支援資金	95,500	50	59,950	92,000	13	18,050
天災資金	0	0	0	0	0	0
農業振興資金	5,746,000	169	2,575,648	2,046,000	83	879,868
アグリトピアゼロ資金	1,630,000	39	364,548	850,000	57	519,382
農業経営基盤強化資金	300,000	10	261,200	500,000	13	346,616
地域農業振興資金	1,300,000	3	23,500	240,000	3	13,870
大規模経営活性化資金	64,000	3	84,330	64,000	0	0
農林経営改善支援資金	32,000	1	55,670	32,000	0	0
農業災害特別対策資金等	0	0	0	100,000	0	0
担い手農家住宅資金等	2,420,000	113	1,785,300	220,000	0	0
特定農産加工資金	200,000	0	0	200,000	0	0
中山間地域活性化資金	300,000	0	0	300,000	0	0
中山間地域経営改善、安定資金	100,000	0	0	50,000	0	0
農業経営改善促進資金	800,000	16	330,000	430,000	9	274,000
農家負担軽減支援特別資金	500,000	2	6,000	300,000	0	0

事務事業の概要

6

【資料1】経営構造対策事業計画の事例



3目標及び達成プログラム
(共通目標)

①認定農業者の育成

項目	市町村全体			地区全体		
	全農家戸数	現在11年	目標16年	全農家戸数	現在11年	目標16年
認定農業者数	1,095戸	20戸	30戸	427戸	10戸	16戸
目標割合:2.7%				目標割合3.7%, 増加率160%		

②担い手への農地利用集積

項目	地区面積			
	現在11年	目標16年	集積率	増加率
農地集積面積	48.6ha	82.0ha	26.0%	12.5%

③近休農地の解消

項目	地区面積	
	現在11年	目標16年
近休農地面積	0ha	0ha

(選択目標)

項目	地区全体		
	現在11年	目標16年	増減率
新規就農者の確保	3人	14人	467%
花き粗生産額の増加	79,525千円	136,778千円	172%

4施設整備計画 (単位:千円)

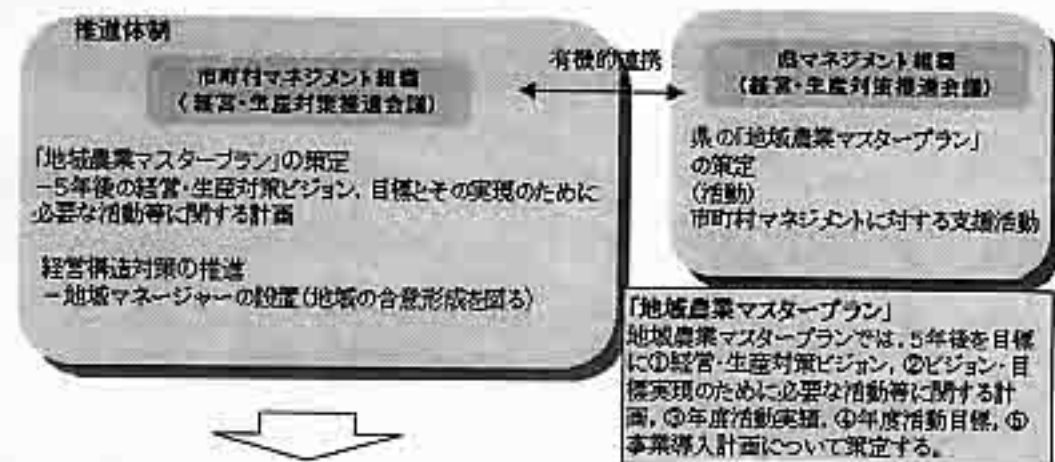
事業内容	事業主体	管理主体	事業費	国費	実施年度
新規就農者研修施設	豊平町	広島安佐農協	65,630	32,815	14
パイプハウス	広島安佐農協	広島安佐農協	110,460	52,600	12~14
育苗施設	広島安佐農協	広島安佐農協	13,335	6,350	14
推進事業	豊平町	-	5,000	2,500	12~16
			194,425	94,265	

費用対効果:1.06

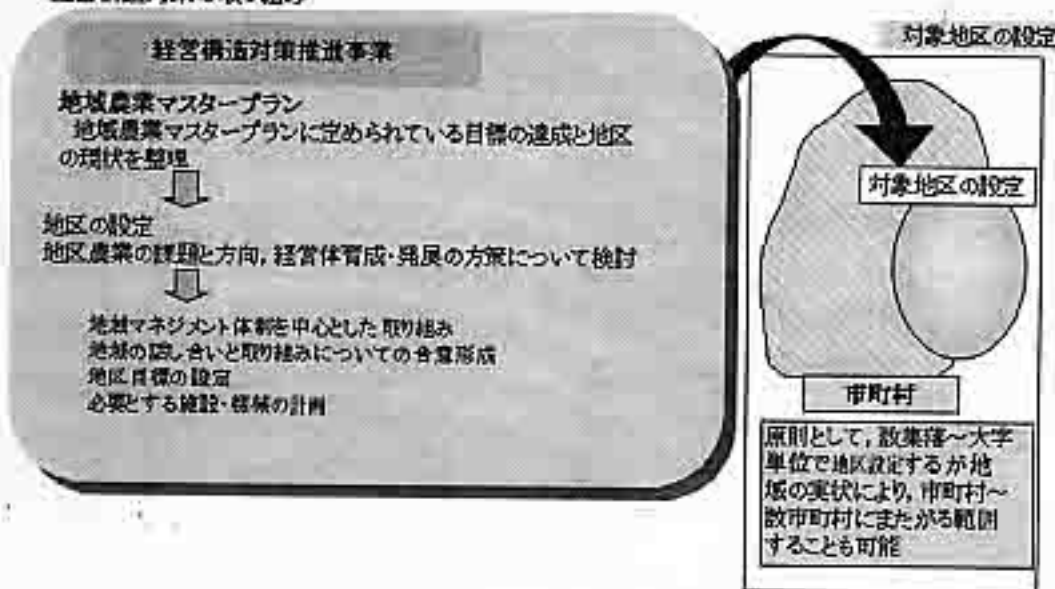
5推進体制
(経営・生産対策推進会議)
豊平町経営生産対策推進会議(事務局:豊平町産業課)

地域マネージャー:濱田 芳晴(豊平町農業委員会農政副部長)

【資料2】経営構造対策事業の概要



経営構造対策の取り組み



【経営構造対策事業の目的】

効率的・安定的な経営体が地域の農業の相当部分を占める農業構造を確立

担い手の確保・育成

農業の面的な維持・発展

新規就農の促進

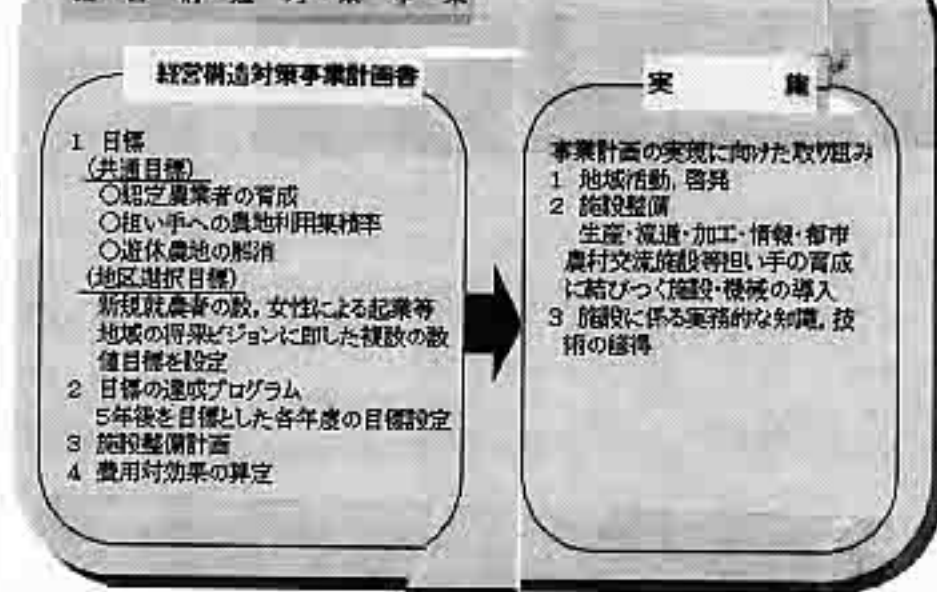
地域の合意形成

認定農業者の育成

法人経営体への発展

地域全体の取り組み

経営構造対策事業



分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容
11-2	産地育成や施設整備に対する関与のあり方 【産地育成(野菜)】	■ 産地育成に対する県の事務(野菜産地の例) ○産地の育成は、①生産・流通指導、②制度資金や補助事業等による近代化施設・機械の導入③価格安定対策により推進している。国の指定を受けた産地は県が「生産・出荷近代化計画」を策定する。 ○国の指定産地について国の「野菜価格供給安定基金」により、その他の産地については国や県の補助を受けて「(社)広島県野菜価格安定資金協会」が補償準備金を運営している。 ※基金や補償準備金は、生産者の拠出と国県市町村の助成で造成され、市場価格下落時に生産者に補給金を交付することで、次期作を確保し、野菜の供給と価格の安定を図る制度 価格安定基金制度 補償準備金制度 農 家 等	産地育成等の計画づくりや出荷等の調整・指導などのあり方を検討し、農業者とその団体・県・基礎的自治体の役割分担を検討 ・産地育成事務のあり方 国の指定産地について、県が産地近代化計画を策定し、産地における生産・流通指導を行っているが、今後は、基礎的自治体の産業施策として行うなど、事務事業のあり方を検討 ・県の価格安定施策のあり方 県は基金や準備金に対する補助を行っているが、その効果は価格低落時の農家所得の補償といえるのではないかと、今後は生産者の拠出の範囲で安定基金等を運営するなど、事務事業のあり方を検討

【資料1】野菜価格安定制度の概要 ～主なものを比較した

事業名		都道府県野菜生産出荷安定資金造成事業		野菜安値補償準備金造成事業	
根拠等		野菜生産出荷安定法		国庫補助	県単独事業
事業主体		野菜供給安定基金		社団法人 広島県野菜価格安定資金協会	
会 員		全国農業協同組合連合会広島県本部		農業協同組合	
対象野菜		だいこん、きゅうり、トマト、ほうれんそう、ピーマン、 ばれいしょ、はくさい、さといも、なす、にんじん、ね ぎ、レタス（政令で一般野菜として指定された12品目）		だいこん、キャベツ、きゅうり、トマト、ねぎ、ほうれ んそう、なす、はくさい、さといも、にんじん、ピーマ ン、レタス	だいこん、キャベツ、はくさい、きゅうり、トマト、ね ぎ、ほうれんそう、なす、さといも、にんじん、ピーマン、 レタス、たまねぎ、しゅんぎく、こまつな、チンゲンサイ
主な産地条件		1 野菜指定産地であること 2 葉根菜類 25ha以上 果菜類夏秋もの 15ha以上 果菜類冬春もの 10ha以上		1 葉根菜類 10ha以上 果菜類 5ha以上	1 共同出荷数量実績 ・重量野菜 農協あたり3ha以上 ・その他 農協あたり2ha以上
対象市場		全国の卸売市場		県内市場の広島県野菜価格安定資金協会業務方法書で定 める全国農業協同組合連合会広島県本部指定荷受	県内市場の全国農業協同組合連合会広島県本部指 定荷受
補給金交付の仕組み		保証基準額→ 生産者補給金の交付 (差額×0.9) 平均販売価格 (対象市場の旬別 平均販売価格) 平均販売価格が最低基準額を下回るときは、保証基準額と最低基準額の9割を交付。 ・保証基準額 平均価格（野菜の種類・出荷期間・地域の区分ご とに、過去9ヵ年の市場価格の平均を基に算出）に 0.9を乗じたもの。 ・最低基準額 平均価格に0.55を乗じたもの。			
造成 負担 割合	国	60.0%		44.4%	—
	県	20.0%		25.0%	45.0%
	6（5）市	—		3.2%	広島県、尾道、三原、 福山、東広島市の6市
	産地市町村	—		1.6%	
	全農広島県本部	3.0%		4.8%	
	農協、生産者	17.0%		21.0%	

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事務事業の概要	論点の内容
12	農業普及事業のあり方	■ 農業改良助長法により、農業普及事業への国庫負担と農業改良普及センター設置及び普及職員設置が定められている（必置規制）。 【広島県の動き】・H13年度に農業改良普及センターを全県1区1ヶ所とし、各地域事務所に地域営農課を配置 ・H15年度から、地区担当制を施策目的別グループ制に改め、重点的に活動を実施 ・H16年度から農林水産・工業・保健環境の8技術センターを統括管理する組織の設置を予定 ■ 地方分権改革推進会議「事務・事業のあり方に関する意見」（H14.10.30）の指摘（抜粋） ○ 中間報告では、地域の実情に応じて弾力的に事業運営できるよう、地方分権の趣旨を踏まえて、抜本的な見直しを検討すべきであること等を提言した。 ○ 農林水産省においては、「普及事業の在り方に関する検討会」を開催し、普及事業の重点化・効率化を行うなかで、必置規制の緩和、農業改良普及手当に関する見直しを行なうこととしている。（中略）農業改良普及制度の必要性は依然として高く、必置規制や交付金制度が重要であるとしている。 ○ 当会議としては、都道府県の判断に委ねていくべきとの観点に立ち、必置規制の廃止ないしは大幅緩和、<u>協同農業普及事業交付金の一般財源化、改良普及手当の在り方の抜本的見直し等について踏み込んで検討を行うこと、国の役割は技術的支援に限っていく方向で検討することを提言したい。</u> 【機構図】 【業務】 【専門技術員の業務】 ①試験研究と普及事業の連絡調整 ②専門分野に係る普及活動方法の調査研究 ③普及員に対する指導・研修等 【農業改良普及センターの業務】 ①高度な技術革新の支援 ②園芸・畜産産地の拡充 ③農業情報システムの構築・運営 【地域営農課の業務】 ①土地利用型農業の再構築（集落農場型農業生産法人の育成等） ～水稲、大豆、麦等に係る技術支援、法人化への合意形成、農地利用・機械導入・経営計画等策定支援 ②園芸産地の育成 ～技術支援、核となる経営体の育成 ③地域リーダーの育成 ④農業青年・新規就農者の育成 ～営農計画策定支援、技術支援 ⑤制度資金等利用の支援 ～経営計画策定指導・助言、経営管理支援 ⑥農業の6次産業化支援 ～生産・販売・加工のネットワークづくり	■ 農家に対する経営指導や技術指導、担い手育成等に関する事務事業について、農業者とその団体・県・基礎的自治体の役割分担を検討 ・ 農家に対する経営指導のあり方 ・ 農家に対する技術普及のあり方 ・ 担い手育成等のあり方 ■ 産地づくりの支援等のため、高度な生産技術や新しい技術の移転等が必要となる場合の、県と基礎的自治体の役割分担を検討

※「普及事業の在り方に関する検討会」（H15.3）の提言を受け、現在、農林水産省で普及事業のあり方を検討中

改革の工程表

平成16年5月

・「普及事業のあり方に関する検討会」取りまとめ
(3月)を踏まえた、制度改正検討事項に係る意見交換会

8月末

・制度改正に向けた普及現場への周知、意見
集約、農業改良助長法一部改正案策定作業

・平成16年度協同農業普及事業関係予算
概算要求案の取りまとめ

・平成16年度交付金の組織のスリム化に沿った縮減
を検討

12月下旬

・平成16年度協同農業普及事業関係予算
概算決定

・農業改良助長法一部改正案提出
(次期通常国会への提出に向け検討)

見直しの内容

試験研究機関、農業大学校、普及組織の一体的支援の充実・強化

活動の見直し

- 国際化等に対応する担い手の育成・確保のための革新的技術・経営方式の普及、地域農業のコーディネートに重点化
- 消費者の視点を重視した事業内容への転換
(食の安全・安心、環境保全型農業の支援等)
- 民間、大学等との連携・積極的活用

職員の見直し

- 技術・経営のスペシャリスト、地域農業のコーディネーターとしての資質を向上

国と地方のあり方の見直し

地方の自主性を尊重した規制緩和、組織のスリム化の推進

必要最低限の人員の見直し

- 普及職員の必要規制の緩和
専門技術員、改良普及員の2種類の職員を設置する現行の規定を廃止し、一元化
- 地域農業改良普及センターの必要規制の廃止

手当支給の上限規定の見直し

- 手当支給の上限規定(専門技術員8%,改良普及員12%)を廃止

普及事業の重点化

- 協同農業普及事業の重点化、効率化を進め、あわせて普及職員の資質向上を図ることにより普及組織のスリム化を促進

交付金の削減について

- 普及組織のスリム化に沿った交付金の縮減

交付金の削減について

協同農業普及事業交付金は、国と都道府県とが協同して行うという普及事業の必要最低限の水準を維持するための財政的裏付けとして必要

分権改革推進に関する主要論点

No	主要論点	事 務 事 業 の 概 要				論点の内容																
13	農林水産業における規制・監督行政のあり方	■ 農林水産業関係の規制・監督の例 <table><thead><tr><th>規制目的</th><th>法令に基づく規制</th><th>条例・規則による規制</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>《卸売市場法》 卸売市場の整備を促進し及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図りもつて国民生活の安定に資する</td><td>○地方卸売市場に関する規制・監督 ・地方卸売市場開設許可 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務許可・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制</td><td>○その他市場（政令で定める規模以下の市場）に対する規制・監督 ・開設届出 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務届出・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制</td><td>①中央卸売市場 県、20万以上の市が設置し大臣が許可・指導監督 ②地方卸売市場、その他市場 ・青果 330㎡ ・花き、水産 200㎡ ・食肉 150㎡</td></tr><tr><td>《養蜂振興法》 みつばちの群の配置を適正にする等の措置を講じて、はちみつ及びみつろうの増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資する</td><td>○転飼（蜜蜂を移動して飼育すること）に関する規制・監督 ・氏名、住所、はちみつ群数の届出 ・県外から県内への転飼の許可</td><td>○転飼に対する規制・監督 ア 養蜂振興法施行細則（規則） ・法の規程する届出に関する手続 ・県外から県内への転飼 イ みつばち転飼条例 ・県内における転飼許可 ・報告徴収・立入検査</td><td>○許可実績 申請39業者、件数327（法律51件、条例276件） ○飼養戸数 112戸（H14.2） ○関連事業 ・転飼調整会議</td></tr><tr><td>《広島県農産物検査条例》 《広島県かんきつ規格条例》 ○目的 ・品質改善 ・取引安全・円滑化 ・産業の振興 ○手段 県が定めた規格に基づいて検査・出荷等を行う。</td><td colspan="2">○農産物検査条例〔昭和25〕 ⇒県内で生産された量表 ・未検査量表の譲渡、譲受や生産地市町村区域外への搬出禁止 ・報告徴収、立入検査 ○かんきつ規格条例〔昭和35〕 ⇒県内で生産された柑橘類 ・格付を行う者の選果責任者等の届出 ・格付・標示しない柑橘の売買目的での県外移出禁止 ・報告徴収、立入検査</td><td>・日本農林規格と知事が定めた規格に基づき品質等を検査 ・財団法人い葉会館へ検査業務を委託 ・うんしゅうみかん、なつみかん、ネーブル、オレンジ、はつさく、いよかん及びレモンを対象</td></tr></tbody></table>				規制目的	法令に基づく規制	条例・規則による規制	備 考	《卸売市場法》 卸売市場の整備を促進し及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図りもつて国民生活の安定に資する	○地方卸売市場に関する規制・監督 ・地方卸売市場開設許可 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務許可・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制	○その他市場（政令で定める規模以下の市場）に対する規制・監督 ・開設届出 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務届出・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制	①中央卸売市場 県、20万以上の市が設置し大臣が許可・指導監督 ②地方卸売市場、その他市場 ・青果 330㎡ ・花き、水産 200㎡ ・食肉 150㎡	《養蜂振興法》 みつばちの群の配置を適正にする等の措置を講じて、はちみつ及びみつろうの増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資する	○転飼（蜜蜂を移動して飼育すること）に関する規制・監督 ・氏名、住所、はちみつ群数の届出 ・県外から県内への転飼の許可	○転飼に対する規制・監督 ア 養蜂振興法施行細則（規則） ・法の規程する届出に関する手続 ・県外から県内への転飼 イ みつばち転飼条例 ・県内における転飼許可 ・報告徴収・立入検査	○許可実績 申請39業者、件数327（法律51件、条例276件） ○飼養戸数 112戸（H14.2） ○関連事業 ・転飼調整会議	《広島県農産物検査条例》 《広島県かんきつ規格条例》 ○目的 ・品質改善 ・取引安全・円滑化 ・産業の振興 ○手段 県が定めた規格に基づいて検査・出荷等を行う。	○農産物検査条例〔昭和25〕 ⇒県内で生産された量表 ・未検査量表の譲渡、譲受や生産地市町村区域外への搬出禁止 ・報告徴収、立入検査 ○かんきつ規格条例〔昭和35〕 ⇒県内で生産された柑橘類 ・格付を行う者の選果責任者等の届出 ・格付・標示しない柑橘の売買目的での県外移出禁止 ・報告徴収、立入検査		・日本農林規格と知事が定めた規格に基づき品質等を検査 ・財団法人い葉会館へ検査業務を委託 ・うんしゅうみかん、なつみかん、ネーブル、オレンジ、はつさく、いよかん及びレモンを対象	■ 規制・監督行政について、目的を達成したと考えられるものや、民間に委ねることが可能なものについて、県独自に対応できるものについては規制の撤廃や事務の簡素化を行うとともに、必要な場合は国に対して制度改正を要望 ・法律が条例に規制を委ねるものなどについて、規制の必要性を検証し、規制の撤廃を検討 ・県が産業振興等のため行ってきた規制について、目的を達成したものは、規制撤廃と民間移行を検討
規制目的	法令に基づく規制	条例・規則による規制	備 考																			
《卸売市場法》 卸売市場の整備を促進し及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図りもつて国民生活の安定に資する	○地方卸売市場に関する規制・監督 ・地方卸売市場開設許可 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務許可・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制	○その他市場（政令で定める規模以下の市場）に対する規制・監督 ・開設届出 ・開設者等からの報告徴収・立入検査 ・卸売業務届出・報告徴収・立入検査 ・取引方法規制	①中央卸売市場 県、20万以上の市が設置し大臣が許可・指導監督 ②地方卸売市場、その他市場 ・青果 330㎡ ・花き、水産 200㎡ ・食肉 150㎡																			
《養蜂振興法》 みつばちの群の配置を適正にする等の措置を講じて、はちみつ及びみつろうの増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資する	○転飼（蜜蜂を移動して飼育すること）に関する規制・監督 ・氏名、住所、はちみつ群数の届出 ・県外から県内への転飼の許可	○転飼に対する規制・監督 ア 養蜂振興法施行細則（規則） ・法の規程する届出に関する手続 ・県外から県内への転飼 イ みつばち転飼条例 ・県内における転飼許可 ・報告徴収・立入検査	○許可実績 申請39業者、件数327（法律51件、条例276件） ○飼養戸数 112戸（H14.2） ○関連事業 ・転飼調整会議																			
《広島県農産物検査条例》 《広島県かんきつ規格条例》 ○目的 ・品質改善 ・取引安全・円滑化 ・産業の振興 ○手段 県が定めた規格に基づいて検査・出荷等を行う。	○農産物検査条例〔昭和25〕 ⇒県内で生産された量表 ・未検査量表の譲渡、譲受や生産地市町村区域外への搬出禁止 ・報告徴収、立入検査 ○かんきつ規格条例〔昭和35〕 ⇒県内で生産された柑橘類 ・格付を行う者の選果責任者等の届出 ・格付・標示しない柑橘の売買目的での県外移出禁止 ・報告徴収、立入検査		・日本農林規格と知事が定めた規格に基づき品質等を検査 ・財団法人い葉会館へ検査業務を委託 ・うんしゅうみかん、なつみかん、ネーブル、オレンジ、はつさく、いよかん及びレモンを対象																			

【資料1】主な規制・監督事務一覧

区分	根拠	国	県	
			事務内容	件数
農薬	農薬取締法	・農薬製造・輸入登録、立入検査、監督処分	・農薬販売届	187件（新規6、廃止145、変更36）
			・農薬販売者・使用者への立入検査	209件
			・農薬販売者監督処分	
肥料	肥料取締法		・特殊肥料の生産・輸入届出の受理	4件（新規4）
		・普通肥料のうち、化成肥料、汚泥肥料等の生産・輸入登録	・普通肥料のうち有機質肥料、石灰質肥料等の生産・輸入登録	18件（新規1、更新・変更17）
		・指定配合肥料（生産主体が農協等以外）の生産・輸入届出の受理	・指定配合肥料（生産主体が農協等）の生産・輸入届出の受理	
			・肥料販売関係届出の受理	27件（新規5、廃止10、変更11）
		・生産・輸入・販売業者への立入検査	・生産・輸入・販売業者への立入検査	
家畜	薬事法	・動物用医薬品等の製造業の許可	・医薬品販売業の許可	35件
		・動物用医薬品輸入販売業の許可	・製造業、販売業への立入検査	170件
		・動物用医薬品等の製造承認	・医薬品等の製造承認の届出事務	31件
	家畜伝染病予防法	・輸出入検疫業務	・家畜伝染病の発生予防又はまん延防止のための検査	41疾病132万件
		・家畜防疫指針の作成	・家畜伝染病の発生時の措置	伝染病届出8件
	BSE特措法	・BSE発生に係る基本計画の策定、牛に関する情報の記録等	・死亡牛の届出事務とBSE検査	612頭
	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	・製造等の基準規格制定、公定規格・標示基準、検定機関登録	・飼料安全法の遵守指導	—
		・飼料製造業者・輸入業者の届出	・飼料販売業者の届出	4件
		・製造業者等から報告聴取・立入検査	・販売業者・使用者からの報告聴取・立入検査	9件（立入検査）
漁業	漁業法	・指定漁業の許可	・漁業権免許、漁業権行使規則等認可、遊漁規則認可、漁業許可等	47件
	広島県漁業調整規則	・規則の認可	・漁業許可、漁業違反取締など	7,500件
	広島県内水面漁業調整規則	・規則の認可	・漁業許可など	4件
	水産資源保護法	・動植物の採捕制限	・水産動植物の特別採捕許可など	44件
	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	・基本計画の策定	・都道府県計画の策定・管理	1件
	漁船法	・漁船建造・改造・転用許可（法で指定するもの）など	・漁船建造・改造・転用許可、漁船測度、漁船登録、漁船検認など	4,544件
	漁船損害等補償法	・漁船保険組合等の指導・監督など	・漁船保険加入区の設定など	1件
	漁業災害補償法	・漁業共済組合等の指導・監督など	・共済加入区の設定など	13件
	遊漁船業の適正化に関する法律		・遊漁船業者の登録、遊漁船業者の指導など	—（H15から）
	水産業協同組合法	・漁業協同組合連合会の検査・指導・監督 ・信用漁業協同組合連合会の検査・指導・監督	・漁業協同組合の検査・定款の認可、漁業協同組合の指導・監督等	53件（検査件数を除く）